

入札及び契約心得

航空自衛隊第9航空団

会計隊契約班

目 次

第1条	目的	1
第2条	通則	1
第3条	登録	1
第4条	入札等の通知	1
第5条	説明会	2
第6条	入札等	2
第7条	暴力団排除に関する誓約事項	3
第8条	無効の入札	3
第9条	開札及び落札等	3
第10条	同等品申請	4
第11条	工事契約に係る入札金額の内訳書の提出	4
第12条	納入品	4
第13条	契約の締結	4
第14条	入札保証金	5
第15条	契約保証金	5
第16条	権利義務の譲渡等	5
第17条	納期及び履行遅延	5
第18条	契約解除	5
第19条	代金の請求と支払	6
第20条	不当介入を受けた場合の措置	6
第21条	その他	6

(目的)

第1条 この心得は、航空自衛隊第9航空団契約担当官(以下「契約担当官」という。)が行う入札に参加しようとする者及び契約を締結する者(以下「相手方」という。)が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

(通則)

第2条 相手方は入札及び契約の締結に当たり、この心得を熟知のうえ、その権利の行使及び義務の履行に当たらなければならない。

(登録)

第3条 相手方となるためには、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者、又は防衛省装備施設本部が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

(公告等)

第4条 競争入札、公募及び企画競争方式による競争に付する場合は、次に掲げる事項を記載した公告・入札(見積)通知又は公示(以下「公告等」という。)が入札日時の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等を基準に掲示される。ただし、緊急を要するとき又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

(1) 公告・入札通知の記載事項

- ア 競争入札に付する事項
- イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ウ 契約条項等を示す場所
- エ 競争執行の場所及び日時
- オ 保証金に関する事項
- カ 入札の無効に関する事項
- キ 契約書等作成の要否
- ク その他必要な事項

(2) 公示の記載事項

- ア 公募又は企画競争に付する事項
- イ 競争に応募できる者の資格に関する事項
- ウ 提出する資料等に関する事項
- エ 競争執行の場所及び日時
- オ 応募に当たっての留意事項
- カ その他必要な事項

2 掲示場所等

- (1) 航空自衛隊那覇基地会計隊前掲示板
- (2) 沖縄県内各市町村の商工会議所
- (3) 建設新聞
- (4) 航空自衛隊那覇基地HP(調達情報)

3 指名競争に付し又は随意契約による場合には、第1項第1号に掲げる事項(ただし、第1号イを除く。)を入札(見積)通知書により相手方に直接通知する。

(説明会)

第5条 説明会は、契約の内容に関し、書面によることが困難な事項、誤解を生じやすい事項、公告又は通知の内容の不明確な点等につき、将来にわたって齟齬が生じるのを避けるために行うものである。

2 企画競争方式以外の場合、原則として説明会は行わないものとし、特に必要と認める場合は、公告等に記載するものとする。ただし、説明会を実施しない場合でも公告等及び仕様書の内容について、照会に応じる。なお、説明会の有無に関わらず、相手方は仕様書等を熟読し、疑問点を解消した上で入札するものとする。

(入札等)

第6条 入札等は、次の各号によるものとする。

1 公告等に定められた入札への参加又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に印鑑・筆記具・入札書等を持参するものとする。

2 代理人を差し向ける場合は、当該契約目的についての経験、知識、技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力のある者でなくてはならない。

3 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を提出しなければならない。また、身分を証明するもの(社員証や免許証等、顔写真付き)を併せて提示する。

(1) 代理人の氏名

(2) 入札等の件名

(3) 委任された権限の細部内容

例 入札書の提出に関する一切の権限

入札書及び見積書の提示に関する一切の権限

入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限

(4) 委任期間

(5) 委任者の住所氏名

(6) 提出する宛先(契約担当官の官職氏名)

4 相手方の一旦提出した入札書の取替、変更又は取消(以下「取消等」という。)をすることはできない。ただし、郵送による場合の入札で、入札日時以前に取消等を申し出た場合はこの限りではない。

5 入札の日時に遅れた場合、相手方は入札に参加することができない。ただし、天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由により遅れる場合で、入札日時前に連絡があり、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者同意のもと、入札日時を変更することができるものとする。

6 契約担当官が郵便による入札を認めた場合で、郵便により入札に参加しようとする相手方は、公告に記載された照会先の担当者(以下「担当者」という。)へ郵便による入札参加を伝えるとともに、次に掲げる事項を厳守し入札書を郵送するものとする。なお、郵送による入札の際の再入札は、辞退したものとして取り扱う。

(1) 封筒の表面に「入札書在中」と朱書きする。

(2) 担当者から指示があった場合に限り、内封筒を用意し入札書を封入すると同時に、書留郵便又は配達証明郵便等に準じて、指定された期日までに到着するように契約担当官宛

に送付する。

7 入札回数については、原則2回までとする。

(暴力団排除に関する誓約事項)

第7条 相手方は、入札及び契約に際し、「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(23.4.15)(以下「合意書」という。)に基づき、入札書又は見積書の提出をもって、別紙第1「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- 1 競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札
- 2 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者
- 3 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- 4 総額(単価)で決定すべき入札に、総額(単価)の入札金額の未記入又は訂正された入札書
- 5 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者
- 6 同一事柄について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合
- 7 有効な委任状を提出していない代理人のなした入札
- 8 入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札
- 9 入札に関する条件に違反した場合
- 10 第7条に定める誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(開札及び落札等)

第9条 開札及び落札は次の各号によるものとする。

- 1 開札は、入札了の場所で入札者の目で行い、落札金額、落札者の氏名を明らかにする。
- 2 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低(売払いに際しては最高)の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が複数あるときは、抽選により落札者を決定するものとする。抽選方法については以下のとおりを基準とし、細部は担当者の指示に従うこと。
 - (1) 同価の入札を行った相手方が、いずれも入札執行の場所にいる場合は直ちにくじで落札者を決定する。
 - (2) 同価の入札を行った相手方の中に郵便による入札を行った者がいる場合は、郵便入札者のくじは入札事務に関係ない者にくじを引かせ、同価相手方とくじで落札者を決定する。
- 3 開札の結果、入札価格が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札に付しても予定価格の制限に達しない場合は、原則として再々入札を実施せず、再度公告入札に移行する。
- 4 会計法第29条の6第1項ただし書き及び予算決算及び会計令第84条の規定により、予定価格が一千万円を超える工事請負契約、物品の製造その他についての請負契約等の場合において、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としなければならない。
 - (1) 契約担当官が予め設定した調査基準価格(以下「基準額」という。)に対し、入札金額が著しく低いことにより、当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - (2) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつ

て、著しく不相当であると認められるとき。

5 前項第1号に該当する入札が行われた場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 基準価格を下回った最低価格の入札者（以下「調査対象者」という。）は、別紙第2に定める調査要領に協力しなければならない。

(2) 前号に定める調査に調査対象者が協力しない場合、もしくは調査の結果、調査対象者を落札者としなない場合は、次順位者を落札者とする。

ただし、その次順位者の入札金額が基準価格を下回っていた場合、前号の要領による。

(同等品申請)

第10条 相手方は、公告等により定められた入札に参加する場合又は随意契約による場合で、同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書（基地ホームページ掲載）を契約担当官宛に提出しなければならない。

2 前号に基づき提出された同等品確認申請書は、各分任物品管理官の審査を経て、同等品確認結果通知書により通知する。

(工事契約に係る入札金額の内訳書の提出)

第11条 相手方は公共工事の入札に参加する際は、入札金額の内訳書を記載した内訳書を提出するものとする。

2 内訳書に次の不備等がある場合は入札を無効とする。

(1) 入札書の提出者名の誤記

(2) 工事件名の誤記

(3) 入札金額と内訳書の総額の著しい相違（単純な誤りとは認められない相違等）

(4) 内訳書の全部又は一部の未提出

(5) 内訳書の未記載

(6) 他の入札参加者の内容を入手しての使用

(納入品)

第12条 納入品等は、公告及び仕様書等において特に指定のない限り、新品による納入とする。

(契約の締結)

第13条 相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

1 契約書（正2部）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限（納期）、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他責務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、その他、必要事項について記載するものとし、記載後その内容を契約担当官及び契約の相手方双方にて確認を行い、ともに記名押印する。押印後は、双方1通ずつを契約の証拠として保有する。

2 請書(正1部)

契約金額が250万円を超えない契約について、契約担当官が不要と認めた場合には契約書に代えて請書とすることができる。この際、契約担当官の指定する日までに提出するものとする。また、契約金額が100万円未満かつ契約担当官が必要でないとした場合には、請書の作成を省略することができる。

3 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書（請書）の1部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

4 仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする契約では、契約書（請書）に添付し、それぞれ割印をするものとする。

（入札保証金）

第14条 入札保証金については入札期日の前日（特別の理由がある場合には、入札期日）までに見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、公告又は通知において納付を免除している場合はこの限りでない。また、入札保証金を免除されている場合であって、落札者が契約を結ばないときには、入札保証金相当の金額を違約金として納付するものとする。

（契約保証金）

第15条 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合を除く。この保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属される。また、契約保証金の納付を免除された場合において、相手方が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を違約金として支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第16条 相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、委任又は担保を供してはならない。ただし、契約担当官に書面により申し出、承認を受けた場合はこの限りではない。

（納期及び履行遅延）

第17条 相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了する恐れがある場合には、納期（履行）遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

また、契約担当官が契約相手方の責による遅延と判断した場合には、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を支払うものとする。

本項は、契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

（契約解除）

第18条 契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

- （1）相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。
- （2）相手方が、完全にこの契約の履行を行わないとき。
- （3）相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達成する見込がないとき。
- （4）第7条の誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- （5）その他、契約担当官が必要と認めたとき。

2 前各号により契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合、航空自衛標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。

3 本項は、契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

(代金の請求と支払)

第19条 代金の請求及び支払いについては、次の各号のとおりとする。

1 代金の請求

相手方は、契約物品の納品又は履行の完了後、直ちに請求書を分任資金前渡官吏宛てに提出するものとする。ただし、単価契約にあつては、特に定めのある場合を除き毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとする。

2 代金の支払い

支払の時期は、分任資金前渡官吏が適法な請求書を受理した日から、下表に掲げる日以内とする。

形態	区分	工事	その他の給付
約定期間		40日以内	30日以内
特別約定期間		60日以内	45日以内
約定なし		15日以内	15日以内

(不当介入を受けた場合の措置)

第20条 相手方自ら又は下請負業者が、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者(別紙第3)(以下「排除対象者」という。)による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、別紙第4「排除対象者による不当介入の概要」により契約担当官に報告するものとする。

(その他)

第21条 この心得に明示していない事項、不明な点又は疑義等を生じた場合は、契約担当官に問い合わせその指示に従うものとする。

2 入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動言十画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

この心得は、平成26年1月8日より適用する。

附 則

この心得は、令和5年5月9日より適用する。

附 則

この心得は、令和7年10月1日より適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

最低価格の入札者を落札者とするか否かの各調査等

- 1 本調査は次に定める各号の内容とし、契約担当官が実施する調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 入札価格の内訳
 - (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
 - (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持資材の状況
 - (8) 手持ち機械の状況
 - (9) 労務者の確保計画
 - (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
 - (11) 経営内容
 - (12) (1) から (11) までの事情聴取した結果についての調査検討
 - (13) (10) の公共工事の成績状況
 - (14) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会結果）
 - (15) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他
 - (16) その他必要な事項
- 2 前項の調査を行うに当たり、調査対象者は、契約担当官があらかじめ指定した提出期限までに前項第1号から第11号に関する資料及び内容を証明する根拠を提出すること。各定型様式については、契約担当官に問い合わせるものとする。

なお、提出期限は、事前に資料作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、契約担当官が設定する。
- 3 調査対象者は、前項の資料を提出したならば、契約担当官が実施する事情聴取に責任者（支店長、営業所長等）は応じなければならない。なお、事情聴取の日時及び場所は、契約担当官が調査対象者において通知する。
- 4 前項の事情聴取後、契約担当官が追加の資料提出を必要と認めた場合或いは、調査対象者は、その要求に応じなければならない。提出期限については、契約担当官が都度適切に設定する。
- 5 調査対象者が本調査を経て契約を行った後に、虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、指名停止措置を講ずることがある旨をあらかじめ承知しておかなければならない。
- 6 契約相手方は、契約締結後に検査官から施工体制台帳及び施工計画書の内容についての聞き取り調査を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 本調査の結果は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法等により公表することを調査対象者は、あらかじめ承知しておかなければならない。

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(契約担当官等名)

殿

住所
会社名
代表者名

印

排除対象者による不当介入の概要

貴（契約担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、
〇〇警察への通報を行ったことを併せて、下記のとおり報告致します。

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協力 についての対応状況	
その他特記事項	

注記入要領は、付紙のとおり。

記入要領

別紙様式の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名及び代表者名・印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。
また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握する上で必要な事項があれば記入する。